

松江市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則ほか1規則をこ
こに公布する。

令和2年2月19日

松江市教育委員会 教育長 清水 伸 夫



松江市教育委員会規則第1号

松江市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

松江市教育委員会規則第2号

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営のため必要な支援に関して協議する機関として、松江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、地域住民及び保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くよう努めるものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営のため必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 学校と地域住民等との連携による教育の充実に関すること
- (4) その他対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、

意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の規定を踏まえ、対象学校の職員の任用に関する事項について、職員配置の方針に関することに限り、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、前項の目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営のため必要な支援に関する協議の結果に関する情報を地域住民等に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

(委員)

第8条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の定数は、対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

3 対象学校の校長は、第1項の委員の任命について、教育委員会に推薦できるものとする。

4 教育委員会は、前項の規定による委員の推薦が対象学校の校長からあったときは、これを尊重する。

5 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

6 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為

(2) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為

(3) その他委員としてふさわしくない行為

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第8条第5項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、松江市報酬費用弁償支給条例(平成17年松江市条例第43号)第2条第2項の規定に基づき、市長と協議の上教育委員会が別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会長は、対象学校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事を掌る。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

5 対象学校の校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに職員を出席させることができる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うために必要な情報提供

に努めなければならない。

- 3 対象学校の校長は、前項に規定する情報提供に努めたにもかかわらず、第4条第1項に規定する基本的な方針について協議会の承認を得られないとき又は対象学校の運営に現に支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して、設置の取消しその他の措置を講じる必要があることを申し出ることができる。

(設置の取消し)

第17条 教育委員会は、前条第1項の措置を講じたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会の設置を取り消すことができる。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
 - (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
 - (3) その他対象学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
- (委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 協議会の設置及び委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市立幼稚園学則(平成17年3月31日教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(預かり保育及び一時預かり保育の実施)	(預かり保育及び一時預かり保育の実施)
第20条 次に掲げる幼稚園において、在園する園児の保護者が希望するときは、預かり保育を当該園児に月単位又は長期休業期間(第6条第3号から第6号までに規定する休業日を基準とし、年度ごとに教育委員会が別に定める期間をいう。以下同じ。)単位で行う。	第20条 次に掲げる幼稚園において、在園する園児の保護者が希望するときは、預かり保育を当該園児に月単位又は長期休業期間(第6条第3号から第6号までに規定する休業日を基準とし、年度ごとに教育委員会が別に定める期間をいう。以下同じ。)単位で行う。
(1) 松江市立城北幼稚園	(1) 松江市立城北幼稚園
(2) 松江市立雑賀幼稚園	(2) 松江市立雑賀幼稚園
<u>(3) 松江市立津田幼稚園</u>	
<u>(4) 松江市立古志原幼稚園</u>	(3) 松江市立古志原幼稚園
<u>(5) 松江市立川津幼稚園</u>	(4) 松江市立川津幼稚園
<u>(6) 松江市立朝酌幼稚園</u>	(5) 松江市立朝酌幼稚園
<u>(7) 松江市立秋鹿幼稚園</u>	(6) 松江市立秋鹿幼稚園
<u>(8) 松江市立佐太幼稚園</u>	(7) 松江市立佐太幼稚園
<u>(9) 松江市立講武幼稚園</u>	(8) 松江市立講武幼稚園
2 略	2 略
3 略	3 略
4 略	4 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。